

事業一覧表

田辺市第4期障害者計画(R6-11)実施状況

《令和7年度終了時点》

施策 番号	施策の内容	担当課室	事業名	評価 R 7	評価 R 6
1	研修会や啓発事業を通じて、市民が障害及び障害のある人等に関する理解を深め、障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去と共生社会の実現を図ります。	総務課	市職員の研修	5	5
		福祉課	田辺市地域保健福祉推進補助金	4	4
		障害福祉課	手話奉仕員養成講座入門課程の開催	4	3
			心のサポーター養成研修	4	—
2	「障害者週間」「世界自閉症啓発デー」等の機会を活用し、広報・啓発活動を行います。	人権推進課	「障害者週間」の街頭啓発	5	5
		障害福祉課	「障害者週間」(12/3～9)の街頭啓発	4	4
3	「広報田辺」について、読みやすい文字（大きさやフォント、色使いなど）や、わかりやすい文章の表現を用いて、誰にとってもわかりやすい広報活動に努めます。	企画広報課	広報田辺の発行、ホームページの見直し	4	4
4	「声の広報」や「広報田辺点字版」を発行するとともに、すべての市民に市政情報がいきわたるよう、各種広報事業の周知を図ります。 また、視覚障害のある人に対して送付する案内文書について、希望者には、封筒に市からの郵送物であることがわかるよう、点字シールを貼り付けます。	企画広報課	声の広報、広報田辺点字版の発行	5	5
		障害福祉課	障害に配慮した文書の作成	4	4
5	社会福祉協議会とともに、福祉教育担当者への研修を行い、福祉教育の推進に取り組みます。	学校教育課	福祉教育の推進	4	4
6	福祉読本「ともに生きる」等の副読本・教材を活用し、思いやりの心を育む教育を推進します。	学校教育課	福祉読本「ともに生きる」の無料配付	4	4
7	「田辺市人権施策基本方針改定版」に基づき、障害者問題に関する視点をはじめ、すべての人の人権が守られるよう、教育現場や市内全公民館、各種団体等での学習会等の様々な機会を通して、人権施策を推進します。	人権推進課	人権擁護連盟・生涯学習（人権）推進員合同研修会	5	5
		生涯学習課	人権に関する学習会の開催（公民館）	5	4
8	地域、学校、公民館や職場等のあらゆる単位での学習及び啓発活動に活用するため、障害者問題を題材にしたDVDソフトなどの視聴覚教材の整備を図ります。	人権推進課	視聴覚教材の整備	5	5
9	行事・イベントを企画するなかで、障害のある人との交流や障害者問題を含むさまざまな人権課題に関する講演会等を設定します。	生涯学習課	《再掲》7.人権に関する学習会の開催（公民館）	5	4
10	田辺市社会福祉協議会やNPO、市民団体等と連携して、ボランティア活動や体験学習の機会を提供し、市民の参加を募ることで、障害のある人との交流の促進を図ります。	生涯学習課	知的障害児者支援事業	5	5
		障害福祉課	田辺市庁舎カフェにおける交流促進、ボランティア及びボランティア団体の育成	5	5
11	障害者団体や家族の会、点字や手話等の障害のある人と一緒に行うサークル活動について支援します。	生涯学習課	《再掲》10.知的障害児者支援事業	5	5
12	手話啓発パンフレットの配布、手話普及啓発講座等の開催を通して、手話が言語であるとの認識を広く周知することで、聴覚障害者が地域参加する機会の増加につなげます。	障害福祉課	手話出前講座／手話啓発パンフレット作成	4	4
13	第3次田辺市健康づくり計画「第3次元気たなべ」に基づいた事業を展開し、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、継続的に支援します。	健康増進課	田辺市健康づくり計画の推進	4	5
14	胎児期からの障害や感染等の予防のため、妊産婦の健康づくりと保健対策の充実を図ります。 ハイリスク妊婦への保健指導や、周産期における保健指導の充実と関係機関との連携体制を強化し、障害の予防を図ります。	健康増進課	母子保健事業	4	4
			不妊治療の助成	3	3
15	各種教室の開催や訪問活動等により、よりよい子育ての方法や障害に関する知識の普及を進めるとともに、療育環境を把握し、早期支援や虐待防止等に努めます。	健康増進課	母子保健事業	4	4

事業一覧表

田辺市第4期障害者計画(R6-11)実施状況

《令和7年度終了時点》

施策 番号	施策の内容	担当課室	事業名	評価 R 7	評価 R 6
16	感染症による疾病や後遺障害を防ぐための各種予防接種率の向上に努めます。	健康増進課	予防接種事業	5	5
17	生活習慣病や高齢に伴う疾病の予防のため、健康教育を通して、生活習慣病予防等の健康に関する事項について、正しい知識の普及と意識の啓発により、健康増進を図ります。	健康増進課	健康教育・健康相談	4	4
			各種検診事業	4	4
			健康ドック	—	4
			新たなステージに入ったがん検診総合支援事業	4	4
			特定健康診査・特定保健指導	4	4
			高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	4	4
			訪問指導	4	4
			田辺市食生活改善推進員・田辺市健康推進員	4	4
			がん患者医療用補整具助成事業	4	3
18	介護予防・日常生活支援総合事業の実施等により、要支援・要介護状態になる前の介護予防、高齢期の健康な生活環境づくりを支援します。	やすらぎ対策課	わかやまシニアエクササイズ	5	5
			地域型介護予防事業〈委託事業〉	4	4
			認知機能向上教室	4	4
19	「広報田辺」やホームページ等を活用して、医療体制や医療機関に関する情報の提供に努めます。	健康増進課	医療体制及び医療機関に関する情報提供	4	4
20	入院(入所)から、在宅での生活が可能となった障害のある人に対し、適切な医療が提供できるよう関係機関との連携を図り、医療体制の充実に努めます。	障害福祉課	在宅生活のための関係機関との連携	5	5
21	医療機関において、障害のある人が自身の病状や意志を伝え、医師から治療方法等の説明を受けることができるよう、通院時の意思疎通支援の整備を図ります。 救急現場において、コミュニケーションボードを活用した意思疎通ができるよう、研修を行います。	障害福祉課	《再掲》1.手話奉仕員養成講座 50.手話通訳者等派遣事業	再	再
		消防本部	救急現場における聴覚障害者との意思疎通支援	5	5
22	医療、介護保険、障害福祉サービスにおいて行われる各種リハビリテーションの役割分担をふまえ、提供体制の充実に努めます。	やすらぎ対策課	短期集中通所型サービス事業	3	3
23	障害のある人に対する医療費負担の軽減と自立更生を図るため、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神障害者通院医療）及び重度障害者医療の利用を推進します。	障害福祉課	自立支援医療	5	5
		保険課	自立支援医療(精神通院医療)の給付と利用者負担分の助成	5	5
			重度障害者等医療費	5	5
24	医療機関や保健所、相談支援事業所・地域包括支援センター、地域の民生委員・児童委員等との連携を図りながら、さまざまな場面における相談体制の構築に努めます。	障害福祉課	相談支援体制の充実・強化等	別	別
25	地域相談支援事業や自立生活援助事業などの地域生活を支援する事業を活用し、精神障害のある人の社会的入院の解消と円滑な地域移行と定着を図るとともに、精神疾患・精神障害についての社会的偏見の解消に取り組み、総合的に地域生活を支援する体制（地域包括ケアシステム）の充実に努めます。	障害福祉課	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	別	別
26	精神障害のある人の社会復帰を促進するため、障害者就業・生活支援センター「アンカー」と連携し、就労に向けた取組を支援します。	障害福祉課	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	別	別
27	西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわを中心に、相談体制の充実に努め、だれもが気軽に相談できる体制の構築に努めます。	障害福祉課	相談支援体制の充実・強化等	別	別

事業一覧表

田辺市第4期障害者計画(R6-11)実施状況

《令和7年度終了時点》

施策 番号	施策の内容	担当課室	事業名	評価 R 7	評価 R 6
28	主に思春期、青年期等に見られるひきこもり状態にある人に対し、支援ネットワークと連携し居場所づくりに取組むとともに、適切な社会参加支援機関につながります。	健康増進課	ひきこもり支援事業	4	4
29	生きることの包括的な支援として、「田辺市自殺対策計画」を推進します。	障害福祉課	自殺対策に関する事業の実施	4	4
30	対象となる方に障害福祉サービスについての情報提供に努めるとともに、県が実施する医療費の助成制度について、ホームページや窓口での周知に努めます。	障害福祉課	田辺市ホームページにおける制度の周知	4	4
31	指定難病及び小児慢性特定疾病の方を防災対策上の要支援者と位置づけ、避難行動要支援者名簿の更新を適宜行うとともに、名簿に記載される本人の同意の下、個別避難計画の作成を進めます。	福祉課	避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供	4	4
32	児童の発達段階に応じた健診や健康相談をはじめ、必要と思われる児童・家庭を対象に、発達相談・教室の開催や家庭訪問を実施するなど、早期発見・早期療育体制の整備を図ります。	障害福祉課	はなまる相談	4	4
33	障害のある子どもを対象とした活動の場を提供し、家族の負担軽減に努めます。	障害福祉課	障害児支援の提供体制の整備等	別	別
34	強度行動障害の状態にある人の支援に関する研修や支援体制の整備を推進します。	障害福祉課	強度行動障害を有する者への支援体制の整備	別	別
35	保護者・主治医・児童福祉施設等と連携を図りながら、障害のある子どもの障害種別や程度に配慮した障害児保育の充実に取組みます。	子育て推進課	障害児保育事業	4	4
36	学童保育所において、集団保育が可能な障害のある子どもの受け入れができるよう、職員研修等を実施し、職員の資質向上に努めます。	子育て推進課	学童保育所における障害児の受け入れ	4	4
37	特別支援教育への早期対応ができるよう、保護者を対象とした教育相談や相談体制の整備を図り、家庭での教育の充実に努めます。健康増進課、子育て推進課等との連携を図り、対象児の早期把握に努めるとともに、積極的に就学相談に応じ、保護者との合意形成を図りながら、児童が安心して学ぶ事ができるような就学先が決定できるように努めます。	学校教育課	就学指導（教育支援）	4	4
38	障害のある子どもがその教育的ニーズに応じ、適切な教育を受けられるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するとともに、特別支援教育の充実に努めます。 また、巡回指導等を生かし、他校通級を推進します。	学校教育課	特別支援教育の充実	4	4
			通級指導教室	4	4
39	特別支援学校との連携を図りながら、「特別支援学級校外活動」や「特別支援教育総合体育大会」等の行事を引き続き開催し、交流を図ります。	学校教育課	特別支援学級校外活動等	4	4
40	障害のある子どもや発達障害のある子どもに対応できるよう、「田辺市特別支援教育研究会」を開催し、授業公開や情報交換等を行うことで、保育士・教職員等の意識や資質の向上に努めます。	学校教育課	障害児教育環境の向上	4	4
41	障害のある子どもの就学前の状況を引き継ぎ、個々の児童・生徒の障害に応じた指導内容や方法、教材の工夫改善に努めます。	子育て推進課	障害児の就学前状況引き継ぎ	5	5
		学校教育課	就学相談	5	5
42	障害の有無に関わらず、インクルーシブ教育の理念の下、できるだけ同じ場で共に学ぶ環境を整備するとともに、児童生徒一人ひとりの障害の状況や発達段階、特性などに応じて、より良い環境を整え、適切な教育過程を編成し、一人ひとりの個性、能力の伸長を支援します。	学校教育課	特別支援委員会の設置・特別支援コーディネーターの任命	4	4
43	教職員のインクルーシブ教育への理解促進に取り組むために研修会を開催するとともに、学校等における合理的配慮を推進し、児童・生徒とその保護者の意向を尊重した教育の場の確保に努めます。	学校教育課	特別支援教育に係る研修	4	4
44	児童・生徒やその保護者、一人ひとりの希望を尊重し、進路指導を行うとともに、作業所、事業所等との連携を強化し、多様な進路選択ができるよう、様々な職場体験学習を実施します。	学校教育課	卒業後の進路の確立	4	4

事業一覧表

田辺市第4期障害者計画(R6-11)実施状況

《令和7年度終了時点》

施策 番号	施策の内容	担当課室	事業名	評価 R 7	評価 R 6
45	進路開拓のための事業所見学や、就職後の職場訪問等、一貫した就労支援体制を構築します。また、支援学校が主催する会議等に参加し、教育相談・進路状況等の情報提供及び関係機関の情報提供を行い、卒業予定者について本人の希望に沿った進路の選択ができるよう支援します。	障害福祉課	特別支援学校卒業予定者の進路の確立	5	5
46	障害基礎年金や特別障害者手当等の各種年金・手当等の制度の充実について、国・県に要望します。 「広報田辺」、ホームページや制度案内のパンフレットの配布等を通じ、各種年金、手当等の周知の徹底を図り、制度の活用を促進します。	市民課	年金の充実と制度の周知	5	5
47	障害のある人に対する医療費自己負担の助成、軽自動車税・自動車税の減免、各種運賃、料金割引等の周知を図ります。	税務課	軽自動車税の減免の周知	5	5
48	障害福祉計画及び障害児福祉計画に設定する成果目標の達成に向け、活動指標を定め取り組みます。 地域相談支援や計画相談支援等を活用しながら、対象者に適切な自立支援給付の各サービスを提供できるよう取り組みます	障害福祉課	自立支援給付	別	別
			自立支援給付	別	別
49	関係施設の整備について、国・県や公共的団体の補助制度を活用し、一定の基準を設け支援を行います。	障害福祉課	施設整備費への助成（共同生活介護・共同生活援助）	5	5
50	地域生活支援事業の実施にあたっては、国の要綱に基づきながら、地域の特性や利用者の状況をふまえ、柔軟な事業形態を選択し、効率的・効果的に実施します。	障害福祉課	地域生活支援事業	別	別
			地域生活支援事業	別	別
51	補装具等その他の制度については、障害のある人の障害の状況等に合わせ、適切に利用ができるよう周知・支援をします。	障害福祉課	補装具等その他の制度	別	別
52	障害のある人の権利擁護に向けて、「権利擁護センターたなべ」が中心となって、「福祉サービス利用援助事業」や「成年後見制度」の周知を図り、親族等による申立てが期待できない場合においては、「成年後見制度」の市長申立ての活用を図ります。	やすらぎ対策課	成年後見支援事業	4	4
		障害福祉課			
		やすらぎ対策課	成年後見制度利用促進事業	4	4
53	障害のある人への虐待防止の広報・啓発の取組や虐待ケースの早期対応について、関係機関と連携しながら取り組みます。	障害福祉課	虐待防止の取り組み	5	5
54	西牟婁圏域自立支援協議会において、圏域5市町、サービス提供者等と連携を図りながら、関係機関によるネットワーク構築、地域の相談支援機能強化、困難事例の協議、地域の社会資源の開発、改善等に取り組みます。	障害福祉課	西牟婁圏域自立支援協議会の開催	5	5
55	専門員を配置し、圏域市町の相談支援機能を強化するため、関係者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、相談機関との連携強化及び圏域内の体制整備に係るコーディネートに取り組みます。	障害福祉課	基幹相談支援センターの設置	4	4
56	専門員を配置し、障害のある人の地域での安心した暮らしを支える体制を整備するため、障害があっても自ら選んだ地域で暮らすことのできる地域生活への移行や定着を支援します。	障害福祉課	地域生活支援拠点の整備	4	4
57	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」「和歌山県福祉のまちづくり条例」等の趣旨に基づき、公共施設や民間建築物等について、誰にでもやさしい建築を推進します。	都市計画課	「和歌山県福祉のまちづくり条例」及び「田辺市開発事業指導要綱」の遵守	4	4
58	公共施設へのスロープや障害のある人用のトイレ、手すりの設置、歩道の段差解消、点字ブロックの敷設等の実施を継続し、快適な生活環境づくりに努めます。	観光振興課	観光施設の整備	4	4
59	障害のある人や高齢者に配慮した住宅の整備促進のため、費用の貸付制度や補助制度の周知に努めます。	障害福祉室	《再掲》50.地域生活支援事業	4	4
60	市営住宅の新設や建替え時に障害のある人や高齢者に配慮した整備を推進するとともに、空室入居募集の抽選時での優遇措置等障害のある人や高齢者に配慮した市営住宅の運営に努めます。	建築課	障害者世帯の市営住宅への優先入居	4	4
61	障害のある人の情報バリアフリーを推進するため、封筒への点字シール添付、市広報の点字・音声版の発行、手話通訳・要約筆記者の派遣、情報・意思疎通支援用具の給付等各種事業の整備に努めます。	障害福祉課	障害者 I T 講習会	3	3

事業一覧表

田辺市第4期障害者計画(R6-11)実施状況

《令和7年度終了時点》

施策 番号	施策の内容	担当課室	事業名	評価 R 7	評価 R 6
62	安心安全コールサービスや聴覚障害者等緊急ファクシミリ通報、聴覚障害者等メール119通報、NET119等の事業を周知し、安心して生活ができる環境を醸成します。	消防本部	安心安全コールサービス	3	3
			聴覚障害者等メール119通報事業	4	3
63	歩行者等の安全を確保するため、点字ブロックの敷設や段差の解消、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備を進めます。	土木課	交通安全施設事業	4	4
64	障害のある人等、交通弱者に対する配慮や思いやりの意識向上を図るため、関係機関・団体と連携し、市民の交通安全意識や交通マナーの向上に取り組みます。	自治振興課	安全な交通の確保への取組	4	4
65	移動が困難な障害のある人に対する移動支援事業の推進を図ります。	障害福祉課	移動支援事業等	4	4
66	地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成を支援するとともに、自主防災組織が実施する資機材整備、組織運営、津波避難路整備等の事業を支援します。	防災まちづくり課	自主防災組織育成事業	4	4
			家具転倒防止金具等取付事業	4	
67	防災訓練等における避難訓練では、障害のある人や、高齢者、幼児、病弱者等の避難行動要支援者の保護に配慮した訓練を実施します。	防災まちづくり課	避難行動要支援者避難訓練	3	2
68	避難行動要支援者名簿の更新を適宜行うとともに、名簿に記載される本人の同意の下、個別避難計画の作成を進めます。 また、避難支援等に活用するため、避難行動要支援者名簿等を本人同意の下、避難支援等関係者（自治会・自主防災会組織、民生委員・児童委員、消防機関、警察機関、社会福祉協議会）に提供し、命を守ることができる体制を充実させます。	防災まちづくり課	避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供	4	4
		福祉課、障害福祉室	「福祉避難所」協定の締結と運用	5	5
69	災害発生や感染症の流行により、福祉事業所において通常の福祉サービスの提供が困難となった場合、関係者間での情報共有を行い、事業が継続できるよう支援します。	障害福祉課	福祉事業所における業務継続の取り組み	5	5
70	市民、消防署、警察署等による防犯ネットワークの充実に努めます。	自治振興課	防犯ネットワークの取組	4	4
71	障害のある人の消費者被害を防止するため、啓発活動及び情報提供に努めます。	自治振興課	防犯ネットワークの取組	4	4
72	観光地における施設・設備のバリアフリー化と施設の維持に努めます。	観光振興課	《再掲》58.観光施設の整備	5	5
73	障害のある人に配慮した観光案内看板の設置、地図・パンフレット等の作成、観光施策等の情報提供に努めます。	観光振興課	熊野古道等案内看板修繕事業	3	4
74	各種観光施設や観光案内所等と保健・医療・福祉の窓口との連携を図るなど、緊急時の対応が可能となる体制の整備に努めます。	観光振興課	観光案内所等におけるステッカーの掲示等について	4	4
75	障害者雇用の促進を図るため、公共職業安定所等との連携を図り、雇用助成金制度等の周知や法定雇用率についての啓発に努めます。	商工振興課	田辺市ホームページにおける制度の周知	4	4
76	「田辺市雇用促進奨励金交付制度」の周知と利用促進を図ります。	商工振興課	田辺市雇用促進奨励金交付制度	4	4
77	公共職業安定所等と連携を図り、求人・求職の状況を把握し、広く情報を提供することにより、就労の促進を図ります。 障害の種別等に配慮しながら、障害者就業・生活支援センター「アンカー」や就労移行支援事業所等に配置されている職場適用援助者（ジョブコーチ）と連携し、就労支援を図ります。	障害福祉課	障害者就業・生活支援センター運営補助	4	4

事業一覧表

田辺市第4期障害者計画(R6-11)実施状況

《令和7年度終了時点》

施策 番号	施策の内容	担当課室	事業名	評価 R 7	評価 R 6
78	障害者就業・生活支援センター「アンカー」、公共職業安定所等と連携し、市役所や市関連機関における障害者雇用の促進に努めます。 障害の特性や必要な配慮について理解を深めるとともに、職場環境の充実を図り、誰もが継続して働ける職場づくりに全力的に取り組めます。	総務課	地方公共団体における障害者雇用の促進	5	5
79	「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達及び役務の提供を受ける契約の推進を図ります。	障害福祉課	障害者優先調達推進法に基づく優先調達（委託業務）	4	4
80	就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等の就労に関係する事業所に通所する障害のある人の交通費等の助成を行い、その経済的負担の軽減を図り、就労移行及び就労定着の支援を図ります。	障害福祉課	就労支援施設通所交通費の補助	4	4
81	就労移行支援事業、就労継続支援事業等の就労に関係する事業の充実のため、関係施設の整備については、国・県や公共的団体の補助制度を活用し、一定の基準を設け支援を行います。	障害福祉課	施設整備費への助成（就労継続支援事業等）	5	5
82	企業、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、相談支援事業所等の関係機関と連携し、障害者委託訓練事業、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業、職場適用援助者（ジョブコーチ）等の活用により、障害のある人の一般就労への移行促進に取り組めます。	障害福祉課	《再掲》77.障害者就業・生活支援センター運営補助	4	4
83	ボランティアやNPO、市民団体等と協力・連携し、障害のある人と地域の人々がともに参加できるスポーツ・レクリエーションの機会をつくり、その周知に努めます。	スポーツ振興課	スポーツ大会への参加推進	4	4
		障害福祉課	レクリエーション教室開催事業	4	4
84	障害のある人がスポーツ・レクリエーション等に親しむ機会を増やすため、ニュースポーツ・レクリエーションの普及と指導員等の人材育成を図ります。	スポーツ振興課	ニュースポーツ教室の開催	4	4
85	社会体育施設等について、障害のある人の利用に配慮した整備や使用料の減免を行います。	スポーツ振興課	市体育施設の利用料の減免	5	5
				件数	
			評価	R 7	R 6
			1	0	0
			2	0	1
			3	6	7
			4	65	63
			5	31	30
	再：再掲のため別項の施策に評価あり		再	1	1
	別：障害福祉計画、障害児福祉計画の進捗として評価する		別	11	11
			計	114	113